

午前10時00分開議

**瘡師委員長** 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の予算特別委員会を開会いたします。

それでは、発言の通告がありますので、これより順次発言を許します。

### 安達孝彦委員の質疑及び答弁

**瘡師委員長** 安達委員。あなたの持ち時間は60分であります。

**安達委員** おはようございます。

それでは、本日のトップバッターでありますけれども、早速質問に入らせていただきたいと思います。

今日の新聞で米の価格が下落したということで、5キロ3,920円、3か月ぶりに3,000円台になったという記事を拝見いたしました。昨年から、もうこの米の価格の話というのは報道等で聞かない日はないというぐらいに連日報道されているところでありますし、その対応に追われている政府であります。私はその先頭に立って取り組んでいらっしゃる小泉進次郎農林水産大臣に今月の初めにお会いしてきました。

大臣は超多忙な毎日を送っていらっしゃるようで、面会当日もお会いできる時間はほんの10分間ほどでありましたし、お会いする時刻も数時間前まで確定しないというような状況でありました。

そんな中で、私は、これまでの前例にとらわれないやり方でスピード感を持って取り組んでいただいていること、そしてそのおかげで世の中のムードといいますか、雰囲気というのが少し変わってきているので、頑張っていたきたいというお話をさせていただきました。加えて、ただ価格がある程度落ち着いてきた場合、しっかりと今後は中長期的にもうかる農業、持続可能な米政策に取り組んでほしいということもお伝えをさせていただきました。

小泉大臣には期待しているところではありますが、一方で、備蓄米の大量放出により米の価格が下がり過ぎないか、また、備蓄米が底をついてしまった状態で、もし今年不作となった場合はどうするのだろうかという懸念も持っておりました。現に、小泉大臣に面会した翌々日、前の農林水産副大臣であり農水省OBでもある鈴木憲和復興副大臣に面会したときは、小泉大臣のやり方、備蓄米の放出について、大変批判をしておられました。

副大臣いわく、米は品薄ではあるが足りないわけではなく、価格高騰にはお米券やクーポンなどを発行して対応すべきで、政府が市場価格に介入すべきではないとおっしゃっており、私もなるほどなと納得した部分と、しかしながら、それならばなぜ価格が、ここ数年、ほとんどの農家がやっていけないような安い価格になってしまっていたのか、そしてこれだけ価格が急騰した責任というのは、これまでの農政にどこか綻びがあるからではないかとの思いが湧いてきたわけであります。

それぞれの御意見、取組、それぞれ頑張っていらっしゃるわけでありまして、一理あるわけでありますけれども、今後の米政策、あるべき農政について考えさせられるようになり、寝ても覚めても米、米、米と、私が考えたところで何か変わるわけではないんですけれども、しばらく頭を悩ませる毎日を送ってまいりました。

そこで、今日はこの私の悩みが少しでも晴れて本県の農業がよい方向に進む一助となればと、佐藤副知事にいろいろとお伺いをしたいと思えます。

ここでデジタルサイネージの掲示を許可いただけますでしょうか。

**瘡師委員長** はい。許可いたします。

**安達委員** 米の需要供給の推移と対応する政策の概要について、少し資料載せさせていただきました。

1970年代に米が余り始めて、政府は過剰米を処理するのに大変

大きな支出をしてきたということで、この頃から減反政策が始まってまいりました。その後、徐々に米を作らせない、そして価格を安定させる方式が取られてまいりましたけれども、1995年には流通の自由化が始まり、その後、少しずつではありますけれども減反から生産調整へと転換されたわけでありまして。減反が最終的に終了したのは2018年ということで、政府の関与は徐々に緩やかになっていったわけでありましてけれども、一方で価格を安定させるためには生産量も需要に合わせてどんどん減らしていったということでもあります。

次の資料は、1990年以降の米の卸売価格の推移でありますけれども、昨年どんと、大変急激に上がっているというのがこの表を見ていただければ分かると思います。1993年や2003年に不作によって米の収穫量が大きく減ったときはこういうふうに伸びておりますけれども、一方で全体的なトレンドとしては価格が低下傾向にあるということはこの表を見れば分かると思っております。

まず、我が国は、この食糧管理法の廃止以降、市場原理に委ねる方向性に大きくかじを切ってきましたけれども、昨今の米価の乱高下についてどのように考えておられるのか、また、これまでの国における一連の米政策について、今回の高騰を踏まえてどこに課題があると考えていらっしゃるのか、佐藤副知事にお伺いしたいと思います。

**佐藤副知事** 大変難しい質問を頂いていると思っております。私は、今は国を退職し県庁に奉職しているという立場でございますが、国で米政策の担当もしていたこともあり、委員と同様、個人的には寝ても覚めてもここ数か月は米のことばかりを考えてしまうという、いろいろな意味で難しいなと思いつつ過ごしていたところでございます。

米政策は、今御紹介いただきましたとおり、昭和の時代は、国が全量管理する食糧管理法に基づいていた時代でした。そして、

平成7年に食管法が廃止され現行の食糧法を設定した後は、基本的には米の流通自由化を進めるという中で、残念ながら日本人の米の需要がどんどん減ってきてしまっている中で、いわゆる減反政策、生産調整というものを続けてきたのが平成の時代であり、そして、2018年産から生産調整における行政の関与を緩めて、産地や生産者が自ら主体的に考えて需要に応じた生産を徹底していく方向に切り替えたのが、平成の終わりから令和の時代だと認識しております。

これらの政策の流れは大きな社会情勢の変化、日本人のライフスタイル、食生活の変化、また経済の動向を踏まえた上で、かつ、現場の農家の皆さんや地域の声もしっかりと聞きながら立案し実行されてきたものであると思っておりますので、全体としては正しい選択だったのだろうと感じてはおります。

ただ、今回の米価の急騰は全国的な動向ではあります。富山に限ったことではありませんが、まず気候変動の影響というのが非常に大きくなってきた。そして担い手の減少をなかなか食い止めることができていない。そして生産や流通面でもコストが急上昇しているというのが本当に近年の大きな変化で、これが相まって米の供給力が思っている以上に低下をしてきてしまっている。

また、そういったことも背景として、米の流通の中心である農協系統組織が米を集めづらくなってきているような動向もありまして、この米の生産から流通・消費に至る一連の過程で本当に様々な実態が急速に変化をしてしまい、そのことによつて的確な需給の見通しが非常に立ちづらくなっているということがこの米価急騰の背景にあると思えますし、また、その需給見通しが見えにくいということが大きな課題であると認識をしております。

**安達委員** 国では、令和9年産から米政策の抜本的見直しを表明されておられますが、今後、人口減少や食生活の変化を背景に国内の米需要が大きく伸びることは考えられません。

一方で、食料安全保障という観点も重要であります。持続可能な生産体制を可能にする、また、農業者がもうかる、生産意欲が湧く政策が求められていると考えますが、現場の実情や農家の声を踏まえ、今後の米政策の見直しはどのような方向を目指すべきと考えておられるのか、佐藤副知事の御所見をお伺いいたします。

**佐藤副知事** 国では、今後の米政策、先のことに関しては、2年後になります。令和9年産から根本的に見直すという方針をもう打ち出していて、その方向性としては、水田か畑にかかわらず作物ごとの生産性向上への支援を軸とするといったような方向性も一部打ち出しておりますので、この秋以降、議論が本格化すると思っておりますが、まずはその検討内容を注視していくということだと思っております。

私も、着任いたしましたこの1年余りの間、県内の農家のお話を聞いたり現場を視察させていただく機会をたくさん持たせていただきました。県内にも本当に多様な農業者の方がいらっしゃって、例えば、大規模専業で低コスト生産を追求しつつ、輸出などにも取り組むといったような自ら販路拡大にチャレンジしているような比較的若手の生産者もいらっしゃいます。一方で、規模は小さくても自然栽培にこだわって、反収も低いけれども、しっかりと自分の作っているお米の価値を消費者の方に伝えて、しっかりと中山間地域で生産を続けているような方もいらっしゃいます。さらには、兼業ではありますが、やはり地域の水田を守らなければいけないという使命感の下で、草刈りや江ざらいなど地道な活動にも積極的に取り組んでいる、県庁職員にもそういう方がいますけれども、そういういろいろなタイプの農業者の方のお話も伺いました。こういう多様な人材が県内約6万ヘクタールの農地を支えてくださっているというのは、大変もう大事実だと思っております。

ですので、米政策については、国ももちろんこれまでもそうい

う方針ではありますけれども、やはり米の生産性を高めて収益力を持って、まさにもうかる農業にしていくという観点の産業振興政策の面と、やはり水田は農作物を生産するだけではなく、環境の保全ですとか生物多様性を維持するための多面的な機能を持っていて、地域にとっての公益性を守るという観点からのいわゆる地域政策というこの両方を、しっかりと車の両輪として回していくということが必要であると思っています。

特に産業政策としてはやはり農業者の努力がきちんと報われる仕組み、これが基本であるべきですし、地域の特性を生かして需要に応じた生産をしっかりと推進し、それを行政がサポートするという意味で、これから国でも議論されるようではありますけれども、いわゆる農業者の直接支払制度、こういったものによって生産の下支えを万全にしていく、こういうことが望ましい方向なのではないかと思っております。

これから担い手は残念ながら減っていくとは思いますが、水田を有効活用して、主食用米はもちろんですが、輸出、それから米粉、飼料用米なども、様々多様な生産をしながら創意工夫に富んだ米ビジネスをやっていけるような担い手の方を育てていく、それは十分可能であると思っています。

ただ、一方で、富山県も中山間地域が多いわけではありますけれども、やはり産業政策の観点で、集落営農組織の広域的な連携ですとか、スマート農業の導入も中山間地でもやっていかなければいけません、同時にやはり中山間地域の公益性をきちんと評価して、現行の中山間地等直接支払制度のような地域政策もしっかりとやっていくことが必要不可欠ではないかと思っております。富山の現場の声をしっかりと伝えていきたいと思っております。

**安達委員** 今たくさんおっしゃっていただきましたけれども、私も、副知事のおっしゃるとおりでありまして、この大規模化とか大区画化、効率化できるところはしっかりと推し進めていくべきだと

思いますし、一方で、我が国は中山間地域が大変多いといえますか、むしろそちらのほうが面積的には広いわけでありますので、国土を守る、県土を守るという意味では、そういった多面的機能支払交付金だとか、中山間地域等直接支払制度がありますけれども、そうしたものをしっかりと拡充をしていく必要があると思いますし、そういったことが大変大事ではないかなと思っております。

私も、これまでの農政の生産調整や取組は、方向的には間違っていないかと思っておりますし、ある程度うまく働いていた部分も十分あるのかなと思っておりますけれども、一方で、去年から急に米の値段が上がってまいりましたが、その前の年とか、その前の前の年、二十二、三年頃というのは大変米の値段が安くて、農業者の皆さんはどれだけ作ってももうからない、ただで作っているか、むしろ人件費等々を考えるとマイナスで作っていらっしまったわけであります。

そこでひとつお尋ねしますが、米がこれだけ下落した理由というか、生産調整をやっていたけれどもそこまで下がっていったという理由というのは、何か副知事、思われることはありますでしょうか。

**佐藤副知事** 私が米政策担当の課長をしていたのが、2019年産と2020年産です。2019年というのはコロナ禍の前の年、2020年はコロナ禍初年度ですけれども、このときもちょっと上がったのがまた下落傾向に転じている時期ですが、一つは、価格は需給で決まるとというのが基本であって、やはりコロナ禍では本当に需要が落ちたというか、外食産業が非常に厳しい状況になったのもありまして、その影響でやはり需要が減ったというのが一番大きい要因だったということだと思っております。

この間も、基本的には需要はずっと毎年落ちているということだと思います。

**安達委員** この需給のバランスというのは、国でそれなりに考えていらっしやっても、やはりずれというのは必ず生じるわけであり、また、不作というのもやはり何年かに一度はあるわけがありますので、そうしたときにしっかりと対応できるように、政府としても備蓄米をはじめしっかりと蓄えを持っておくことがいざというときに役に立つのかなと思っております。

ここで、新田知事に1つ質問であります。

先ほどから米の価格についていろいろと申し上げているところでありますけれども、知事は幾らぐらいが適正価格だとお考えか、特に正解はあるわけではないのですが少しお聞きをしてみたいと思います。

**新田知事** 何か大学院生の後に子供が出てきたような感じではありますが、先月、全国の新聞社が合同で実施した適正と考える米価についてアンケートがありました。これですと精米5キログラム当たり消費者が2,000円台、生産者が3,000円台という回答が最も多かったそうであります。

ただ、はっきり言えることは、消費者と生産者の認識に差があったということです。一方で、消費者、生産者、互いの状況に思いを寄せる声も複数あったと報じられております。

私は、県知事という立場ですので、消費者の気持ちも分からなければなりませんし、生産者の皆さんの営農を続けていかれる意欲というものもしっかりとキープしていかなければならない。そのはざまに解があるのかなとは考えてます。

**安達委員** 今ほど知事のほうからも御紹介いただきましたけれども、このアンケートによりますと、県内の消費者で適正価格、幾らが一番いいかということで、消費者の皆さんですと、2,000円から2,500円が望ましいという方が30%、次いで1,500円から2,000円が23%、2,500円から3,000円が16%などで、5割以上の方が2,500円未満が適正価格と回答していたのに対しまして、生産者



の方は、3,500円から4,000円未満が38%で最多、3,000円から3,500円未満が23%、5,000円以上と言われる方も10%近くあり、7割以上の方が3,000円以上を適正価格として、大きな開きがあることが分かりました。

今ほどおっしゃいましたように、消費者も納得できる手頃な価格で販売され生産者も一定の利益が得られる、この価格が一番いいわけですがけれども、このバランスというのがなかなか難しいわけで、これからの農業、また、農家の持続可能な経営や消費者の利益のバランスをどのように考えていくのか、またどこに重きを置くのか、政策判断でも分かれると思いますけれども、知事の御所見をお伺いしたいと思っております。

**新田知事** 富山県としては、消費者と生産者が対立構造になることは、県だけではなくて誰も望んでおられないと思います。相互が納得できる合理的な価格の形成ができればと考えておりまして、今年度、実は新規事業を計画しております。消費者と生産者が交流を図るイベントを開催いたします。こうしたイベントを通して、農家の経営状況や担い手の状況などを消費者に伝え、また、その逆もお伝えをし、相互の理解が深まり、双方が適正と考える米価の水準に収れんしていくことを期待しています。

一方で、農林水産省が公表した令和5年産の60キログラム当たりの生産費ですが、北陸の平均では1万7,514円となっておりますが、生産者の利益を確保しながら消費者に納得できる価格で提供するにはこうした生産費を下げしていく努力も必要だと思ひまして、スマート農業技術の活用なども支援しておりますし、また、富富富など高温に強い品種、これからもこの気候変動は続くのではないかと懸念をしておりますが、そうなった場合に、高温に強いことによって安定的に生産ができ結果として価格の乱高下にはつながらない、そのような富富富などの品種の生産拡大、また、生産者による生産性向上や安定供給に向けた取組も推進をしていけれ

ばと思っております。

また、これはまだ歴史が浅いのでもう少し時間必要かと思いますが、大阪の堂島の取引所で米の先物が上場されています。これは、現物ではなくて指数取引ですが、これなども市場としてしっかりと確立してくれば、生産者、それから消費側、どちらの経営の安定にも、先物というのはそういうものですから、うまく使えば資するのではないかというふうなことも考えております。

米の生産については、生産者の経営状況や地域の事情も様々となっています。国の米政策の検討状況をしっかりと見極めながら、来年度策定予定の県の農業・農村振興計画には、生産者また関係団体はじめ消費者の意見もお聞きをし、持続可能な農業経営に向けた施策を盛り込んでいければと考えております。

**安達委員** ぜひ様々な取組を進めていただきたいと思っております。

米が高くなったと言いますけれども、実は御飯茶わんに1杯の米の価格というのは57円だと言われておりまして、パン1枚に比べるとちょっと高いわけですが、一方で、ペットボトルの水よりも、米、茶わん1杯のほうが安いというのが現状でありますので、今高くなったと言ってもそんなめちゃくちゃ高いわけではないわけでありまして、やはりしっかりと農家の方が持続可能で生産していけるような、そうした価格というのも大変大事だと思っております。

また、特に若い方というのは、やはりもうからない職種というのはそんなに進んで入らないと思っておりますので、そうしたことも考えていかなければいけないと思っております。御案内のとおり、農業者の平均年齢というのは70歳を超えており、これからの農業を考えるときに、やはり農業者の若返りというのは避けては通れないことだと思っております。

新規就農のためには、就農支援金ですとか、県でも農業未来カレッジ等ありますけれども、そうした教育研修環境の充実も大変

大事なことだと思えますけれども、一方で、就農した若い人たちが独立をする、または起業するとしたときに、農業というのは設備や機械の導入に大きな初期投資、莫大な資金が必要となり、よっぽどお金持ちであったり、もしくは親も農業経営者であったりする場合でない限り若者にはなかなか高いハードルと言えます。

また、より収益性の高い農業を目指すには、先ほどもお話に出ましたけど、スマート農業機械などの導入も必要となりますが、こちらはさらに負担が大きくなるわけでありまして、それらの調達には大きなリスクも伴うわけでありまして。

そこで、私は、農業機械を県で購入し、民間と連携し、期間を区切ってではありますけれども、就農者に比較的安い価格でリースをする取組を始めてはどうかと考えます。これまでも農業機械購入などに対して補助金等を出してはいたしましたが、補助金を仮にもらったとしても数千万円の自己資金が必要になってきます。よほどの規模がないとそう簡単にはもうからない、農業でそこまでつぎ込むにはなかなかのハードルだと思っております。

若手の農業者を本当に確保していこう、育てていこうというのであればこのような取組も必要ではないかと考えますが、津田農林水産部長の御所見をお伺いいたします。

**津田農林水産部長** 御指摘のとおり新規就農の場合、初期投資の負担が大きく、特に農業機械は種類も多様で値段も高価となっております。

現行、雇用就農ではない自営の新規就農者が農業機械を導入する際の支援としましては農業制度資金があり、この制度では新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間は、5年以内で償還の据置期間を設定できることとなっております。

一方、御提案のリースによる新規就農者を対象とした農業用機械の導入も、令和6年度の国の補正事業から対象となりましたが、現在のところ本県では利用実績はない状況です。このリースとい

いますのは、短期というよりも長い期間を借りるという、そういうものでございます。

その要因としましては、制度の周知不足も考えられますが、リース方式は初期費用の負担が小さいことに加え、リース期間が終わればスマート農機などの最新の高性能機械を導入できるなどのメリットがある一方で、リース料金には税金等が含まれるため、一括購入より割高になる場合もあることや、原則途中解約できないデメリットもございます。また、補助事業の場合は成果目標の要件なども設定されておりますので、必ずしも農業制度資金よりは、現行の制度でいえば有利というわけではございません。

県としましては、新規就農者や就農希望者に聞き取りを行って事情を確認するとともに、制度の周知に努めてまいりたいと思っております。また、新規就農者等からの聞き取りの結果、現行のリースに課題や改善点があるということであれば、国にも要望したいと思っております。

なお、県主導でとの御提案、短期のリースの取組をしたらどうかという話がありました。品種が同一であれば同時期に刈取りの適期が来るといふ農業の特質性があります。台数が足りなかったり予定どおりに借りられなかったりすれば、刈り遅れによる品質低下や生産量の減少、それに伴う収入減少等が一応懸念されるところでございますが、小泉大臣のこうしたリースに対する前向きな発言もあったことから、まずは農林水産省の対応について注視してまいりたいと考えております。

**安達委員** 高いということでもありますけれども、だからその部分を県のほうで補填をするなりして、シェアリングというか、ああいうものですと多分収穫期も一緒ですし田植期も大体みんな似たような時期なので、ぶつかり合っただけでなかなか難しいかなと、取り合いになるので難しいかなと思うのですが、リースである程度台数を確保しておけば、その辺、契約さえ事前にしっかりしておけ

ば、取り合いになることもないのかなと思っているのと、例えば対象をある程度絞るとか、そういった工夫をしていけば何とかできるんじゃないかなということで提案をさせていただいたところでもあります。

それでは、次に参りたいと思います。

現在、県では民間システムを活用して、1日単位の就農体験から長期雇用までをつなぐ富山めぐりマッチボックスといった新しい人材マッチング支援も運用を開始されておりますが、このシステムを利用すれば、お試し体験のような形で気軽に農業に携わることができるということですが、今現在、まだ開始されて半年ほどということもあるようで求人の事業者数がまだまだ少ないようではありますが、今後ICT化や6次産業化を活用した多様な農業経営事例が報告される中、農業を収益性の高い魅力ある産業として本格的に普及させるため、ICT支援、多角化支援、マッチング支援をどのように体系的に支援強化していくのか、めぐりマッチボックスの普及と併せて津田部長にお伺いをいたします。

**津田農林水産部長** 農業の担い手の確保が大きな課題となっている中、農業が担い手に選ばれる魅力ある産業となるためには、収益性の高い、稼げる農業を実現するとともに、農業への関心を高め、農業に従事したいと思えるような情報発信を行うことが重要と考えております。

このため、本県では、農地の大区画化や集積・集約化、スマート農業の活用などによる生産性の向上、農水産物の国内外への販路拡大、農水産物のブランド化等による付加価値向上などに取り組んでいるほか、担い手確保に向けてとやま就農ナビやオンライン就農相談等による情報の発信を行っております。

御指摘いただきましたICTの活用につきましては、直進アシスト機能付トラクターや田植機、それから自動給水栓等のスマート農業機械の導入支援や、トマトやイチゴなど施設園芸のハウス

においてデータを活用した栽培制御などを推進しております。農業経営の多角化では、野菜など高収益作物の導入による複合経営や、6次産業として農作物の加工のほか、観光農園や農泊、農作業体験等の展開により通年雇用と収益性の確保を目指す経営体もございます。

また、富山めぐりマッチボックスでは、就農体験を通じこうした魅力を体験してもらい、長期雇用につなぐ取組を進めております。現在のところマッチング件数は632件、これは昨年10月から本年6月末まででございますが、マッチング率は71%となっております。課題としましては、求人は多いんですが登録されている事業者がまだ少ないということで、その活用をぜひ呼びかけるといことが課題かと思っております。

こうした対策や支援を農業者のニーズに応じて整理、体系化し、農業者に分かりやすく提供するとともに、施策の充実を図ることが大切だと考えております。総合計画や県農業・農村振興計画の策定過程の中で、関係者の意見も聞きながら具体的に検討してまいります。

**安達委員** 先ほども言いましたが、この求人の事業者が少ないということで、その辺の宣伝活動、PRとかもしっかりしていただいて、せっかくの取組でありますので普及・活用していただきたいと思えます。

先日の澤崎議員の地域計画の実行可能性の質問に対して、農水部長は答弁で「県内233地区において策定をされているが、10年後には県内の農地6万ヘクタールのうち3割程度で担い手が定まっていない」という答弁をされておられました。今後、その解消に向けてどのように取り組んでいくのか、深刻な担い手不足に対して具体的にどのような成果指標を設定し中期的な実効性を確保していくのか、農林水産部長にお伺いをいたします。

**津田農林水産部長** 地域計画につきましては、現在、各市町村にヒ

アリングを実施し、計画の検証を進めております。その中で、担い手の経営継続や確保・育成の具体的な手法、それから担い手不在の農地への対応など、課題解決に向けた具体策について意見交換をしておりますが、市町村からは、「そもそも人がいない、若い人がいない」、「農地を引き受けたくても水管理、それから草の管理ができない」、「利益が伸びず機械が導入できない」、「集落営農の後継者不足」等の課題がいろいろと指摘されております。

このため、県として、所得向上を含めて新規就農などの担い手の確保に努め、担い手減少に歯止めをかける一方で、こうした状況にあっても生産基盤を維持するため、農地の集約化や圃場の大区画化、スマート農業技術の導入により広い面積を効率的にカバーし生産性向上とコスト低減を図ることや、集落営農の経営継承、それから広域連携等を進める対策が必要と考えております。

新たな農業・農村振興計画には、市町村や関係団体と連携した実効性のある施策を盛り込むとともに、担い手の数はもとより基盤の維持に向けた目標指標を設定し、持続可能な本県農業の実現に向けた取組を推進することとしております。その実効性を確保するためにも、毎年開催しております農政審議会で適切に進行管理を行ってまいりたいと考えております。

**安達委員** 市町村ですとか農業委員会とも連携をしながら、しっかりとこの計画が実行されるように、県として努力をしていただきたいと思っております。

次に、問2の安全・安心な県づくりについてお伺いしたいと思います。

今年は、まだ6月、梅雨真ただ中だというのに連日真夏日が続いておりますが、ほんの数か月前までは令和3年以来の豪雪に見舞われていたことは既に多くの方がお忘れになっていることだろうと思います。

今年の冬の除雪等について、令和3年豪雪の反省を生かしてカメラの増設や市町村との連携、情報提供の充実、除雪体制の強化など、様々な対策を講じてこられました。それ以来の豪雪ということで、これまでの対策がどの程度効果を発揮したのか、その成果や実際の現場での対応状況、また課題などについて金谷土木部長にお伺いをいたします。

**金谷土木部長** 県では、令和3年1月の大雪を契機といたしまして、除雪体制の強化や充実、情報発信の在り方などの課題に対応してきております。御紹介いただきましたとおりであります。中でも災害級の大雪が見込まれる際には、タイムラインに基づきフェーズを変えて備えているというところでございます。

除雪体制では、令和3年度から市町村との連携除雪の区間や、それから雪捨場の拡大を行ってございまして、市街地を中心に円滑な除排雪が可能となったと思っております。また、今年2月上旬の寒波の際には、高岡環状線など計6路線で早朝に限らない機動的除雪を除雪企業の御協力いただき実施することができました。

また、情報発信の面では、今年2月に大雪に関する緊急発表が発出された際でございますけれども、車での不要不急の外出自粛などの協力を知事メッセージで広く県民、事業者呼びかけております。その結果、県管理道路では呼びかけ前の週に比べ、日中ではありますが、交通量が約1割から2割減少してございまして、ドライバーの行動変化につながったものと考えております。

また、令和3年度には道路監視カメラを100基増設いたしましたほか、令和5年度からはカメラ画像をAIで処理し、積雪の有無をアイコンの色で表示しホームページ上で視覚的に公開するなど、雪に関する情報の質や量の向上に努めております。

一方、昨年度の冬は典型的な山雪でございました。あちらこちらで道路施設の損傷が多かったこと、今年に限らずですが、オペレーターの不足、それから高速道路や国道8号など予防的に通行



止めする場合の対応などが課題であると考えております。

現在、これらの課題を国やNEXCO中日本などと共有を進めているところでありまして、次の冬に向け見直しを検討してまいります。

**安達委員** 次に、除雪体制の維持、オペレーター確保のために、今冬からワンオペ除雪を開始されました。まだ始めて1年目でありますけれども、この稼働実績、作業効率や安全性、対応の迅速化といった観点からの検証結果について、土木部長にお伺いをいたします。

**金谷土木部長** 御紹介いただきましたワンオペの除雪でありますけれども、令和5年度から一部実施しております。後方の確認を、モニターなどを設置することを前提に行っているものであります。

最初の年は、山間部を多く抱える砺波土木センター管内で希望がありました3社の除雪グレーダー3台で、また、昨年度は県下全域に拡大して本格的に試行という形で進めております。その内訳ですけれども、砺波土木センター管内の10社のほか、新川土木センターや立山土木事務所も含めまして計13社において除雪グレーダーやトラクターショベルなどの機械で、全体の約4%、18台で実施をしております。延長は184キロで実施をしたところがございます。なお、今年の3月末までに、幸いではありますが事故の報告は入っていないということであります。

試行に当たり除雪企業に実施したアンケートでは、来年度もワンオペ除雪を希望するとした企業は全体の約9割ございました。その主な理由としましては、作業員確保の課題の解消が挙げられておりまして、担い手不足に対する有効な対策の1つと考えております。

また、安全性や作業効率につきましては、全ての企業が安全確認に支障はなかったとしておりまして、ほぼ全ての企業からは作業時間は変わらないのではないかと回答を頂いております。

このほか、マニュアルや連絡体制をあらかじめ備えておりますけれども、やはり現場ではシャーピンの交換など応急の対応、また、万一事故があった際には、今回なかったんですけども、手順や報告を不安とするような声もありました。

一方で、1人なので助手に気を遣わなくてよいという意見もあったところであります。

**安達委員** オペレーター確保は、これからの除雪体制を維持するためには大変大事なことで、重要なことだと思っておりますので、安全性も確保しながらこういった取組はどんどん進めていただければと思います。また、毎年申し上げております最低保障制度についても、また改めて御検討いただければと思います。

今年、白川郷におきまして、2月でありましたけれども、外国人観光客の方がノーマルタイヤで訪れて集落内で立ち往生したとの報道が全国ニュースで取り上げられておりました。また、国道156号線の白川村小白川においても、外国人観光客4名が道路で立ち往生をした事案が発生しました。警察が駆けつけると寒さに震えていたということです。警察は、車が雪に埋もれかけてたことから、命の危険性があるとして4人を保護したそうです。この車もノーマルタイヤだったそうです。この白川村小白川という集落は数百メートルでもう富山県という場所でありまして、子供たちは本県の小中学校に通っており、ほぼ富山県と言っても過言ではありません。

また、これはインバウンドではありませんが、本県の上平地域においても、大学生が乗った車がノーマルタイヤで立ち往生していたという話を聞きました。これは立ち往生が危険ということもありますけれども、一歩間違えばスリップをして対向車や民家、ひよっとすると歩行者に突っ込む可能性があり、自分たちだけではなく地域の皆さんの命を危険にさらす可能性があります。

これらインバウンド観光客や運転経験の浅いドライバーが、非

降雪地域からノーマルタイヤのレンタカーを借り受け、事故や立ち往生を起こす事案について県警察としてどのように認識をされているのか、また、こうした冬季におけるレンタカー利用者の交通事故防止についてどのように取り組んでいくのか。今後より一層の注意喚起や、隣県、そして業界団体等との連携により啓発や協力を求めていくべきだと考えますが、高木警察本部長の御所見をお伺いいたします。

**高木警察本部長** 道路交通法及び富山県道路交通法施行細則では、車両の運転者は、積雪または凍結している道路において、車両を運転するときはタイヤチェーンまたは滑り止め用特殊タイヤを取り付けるなど、路面の状況に応じ有効な滑り止め措置を講ずることを遵守しなければならないと規定されております。これは、スリップによる交通事故や立ち往生による交通渋滞を防止するものでありまして、沖縄県を除く都道府県でも運転者の遵守事項として規定されているところであります。

一般社団法人全国レンタカー協会におきましては、非降雪地域から降雪地域に来られるレンタカー利用者に対して、降雪地域に出かけようとしているときは必ずスタッドレスタイヤやチェーンを装備してもらうことなどの注意喚起をするようレンタカー事業者に呼びかけております。また、警察庁においてもレンタカー事業者などと連携し、外国人運転者に対し、車両の貸渡し時に日本の交通ルールの周知徹底に向けた広報啓発を推進することとしております。

県警察では、これまでも県警察のホームページやSNSなどにより、スタッドレスタイヤの装備・装着促進や雪道で運転する際の注意点などの広報啓発を実施してきたほか、道路管理者や日本道路交通情報センターなどと連携して道路交通情報を発信してまいりました。

今後とも関係機関と連携して、レンタカー事業者に対し、利用者

へのさらなる注意喚起を行っていただくよう働きかけてまいります。

**安達委員** いろいろと取組まれてきたということでもありますけれども、実際こうやってノーマルタイヤで来られる方がたくさんいると。実際チェーンは積んでいるんですけども、やはりそもそもチェーンのつけ方も分からないという方が多くて結局立ち往生してしまうということですので、さらに強く業界団体等に対して要請をしていただきたいと思います。

次に、問3、持続可能な医療体制についてお伺いをしたいと思います。

現在の医療は、高齢化率の上昇により「治す」から「癒やす」へとニーズが変化してきており、急性期医療を集約化し、地域医療構想の見直しを踏まえた機能分化を促進する必要があります。また、先日の報道にもありましたが、公立病院がいずれも大変な額の赤字に見舞われており、現在の医療圏の設定では機能及び財政の維持が困難になると考えられることから、早急に医療圏を1つにしていくことで議論が加速していくことを期待しております。

先日、実際の現場で働いている県看護連盟青年部の皆さんと自民党青年局で意見交換をさせていただいたとき、病院の統廃合や機能分担について質問をさせていただきましたが、若い看護師の皆さんは「現在は診療科が多くても人手が足りず、いろいろなところに助っ人で行くことも多く負担が大きいし、多忙でしっかりと患者さんにも向き合うことができないことがある」、「多少通勤距離が長くなっても、機能分担をしてもらったほうが自分たちの負担軽減や適切な看護につながる」という御意見をおっしゃっていました。

やはり今後を見据えたときに、本県はコンパクトな県であることから、医療圏についても県全体を1つの医療圏と捉え、県内全

域での広域的な医療資源の最適配置を進めるほうが、医師や看護師など限られた人材を効果的に活用でき、医療提供体制の持続可能性が高まると考えられますし、県民誰もが必要な医療を安心して安定的に受けられる体制を構築するためには医療機関の役割分担や集約化、連携の強化が必要と考えます。

地域医療圏を一体的に捉えるといった考えはないか、新田知事の御所見をお伺いいたします。

**新田知事** 人口減少や超高齢化の進行に伴う2040年頃の医療の需要と供給の関係について、国でいろいろと検討され取りまとめておられます。医療の需要は、手術を要するなどの高度な急性期医療が減少すると、一方で高齢者救急や在宅医療は増加すると。医療の提供については、外科や産婦人科等の医師不足に加え、診療所の医師が減少・高齢化するなど確保が困難となる可能性があることから、必要に応じた二次医療圏の見直しの検討が求められると国では言っておられます。

本県でも、地域を挙げて役割分担と連携を進め、二次医療圏の見直しを含む医療提供体制の再構築を計画的に進めていく必要があると考えています。具体的には、医師や看護師等の確保状況を踏まえた効率的な配置を進める、また、高齢者救急や在宅医療を支える医療機関は身近な区域内で確保できるよう機能分担を進める、また、救急医療や高度な外科手術などは二次医療圏域を拡大し医療資源を集約するということになるかと思えます。

こうした機能分担・医療資源の集約を進めるために、県ではこれまで、患者の診療データに基づいて医療需要の分析を行ってきております。

それに加えて、この高齢者の救急や在宅医療を考える上で、さらに介護保険のデータを用いた医療と介護の連携についても分析を行い、今後国から示される予定のガイドラインも踏まえて、令和8年度に新たな地域医療構想を策定する予定としております。

県としては、二次医療圏ごとの医療資源などに応じて確保する医療の内容や、各医療機関が担う医療機能の役割分担、連携の一層の強化について、まずは各医療圏の地域医療構想調整会議において、各医療機関や医師会、市町村など関係機関と協議・検討を進めることとなりますが、その際には県全体としての医療提供体制がどうなるかという視点もしっかりと皆持ちながら検討を進めます。

また、県民の皆様に関内医療が置かれている状況と将来像への理解を深めていただけるように、検討している内容を丁寧に説明していきたいと考えております。

**安達委員** また、同じこの意見交換会で出た意見として、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及という話も出ました。先日光澤議員も同じ質問されていたかと思えますけれども、日本語では人生会議とも言われ、もしものときに備えて自分が望む医療やケアについて家族や医療・介護従事者と話し合っておくことでありますけれども、現場では終末期を迎える方で本人が望んでいなくても、また、望んでいるか望んでいないか分からない状態で、家族がどうしても延命させてほしいと求める機会が多いと。例えばそのときに出た話ですが、90歳を超えている方ですけれども、やはり家族が少しでも長生きをさせてあげたいということで延命措置をしたと。人材も資源も限られる中においてそうしたことが増えてきているということで、現場においてもこの負担が大きくなってきているのが現状だというお話でありました。

元気なうちから自分の終活や最後どのように飾りたいのか、また、家族がどのように送ってあげるのか、話し合う機会を持っておくことが大変重要だと考えます。現在は医療現場の自主的な取組に委ねられており、必ずしも普及しているとは言えません。また、地域格差も大きいのが実態であります。

ここは県がリーダーシップをとり、市町村とも連携を図りなが

ら、医療・介護・福祉の現場におけるACPの普及と実践の仕組みを体系的に構築していく必要があると考えます。

また、この普及に関しては、例えば老人クラブ、これは本県は全国一の組織率を誇ると思っておりますし、会員数も10万人を超えていると思います。老人クラブに出ていらっしゃる方は、基本70代の方が多くて、まだ元気な方がやはり出てきていらっしゃる。しかし、年齢はそれなりにいっていらっしゃるということでありますので、こうした組織の皆さんにも御協力いただきながら進めるのも一つだと思いますが、県としてACP普及促進に向けた具体的な取組方針について、有賀厚生部長にお伺いいたします。

**有賀厚生部長** ACPは、本人の意思決定を基本として人生の最終段階においてどのような医療・ケアを望むかなど、あらかじめ家族等信頼を置ける人を含めた医療・介護従事者等と繰り返し話し合うプロセスのことです。このACPの本人の意思を尊重する考え方は、自分らしく生き生きと生きるというウェルビーイングの向上にも通じ、県としてもACPの取組を広く県民に普及していく必要があると考えております。

そのために、ACPの普及啓発を図り認知度の向上に努めるとともに、ACPを実践できる人材の育成に注力しております。

具体的には、県民の理解促進の観点から、令和2年度から4年度にかけて県医師会と連携し、各市町村や各医療圏でエンディングノートの作成や市民セミナーの開催、またACPに関する親しみやすい動画を作成しケーブルテレビで放映するなど、普及啓発を進めてまいりました。現在も、各地域の郡市医師会、在宅医療支援センターや市町村で取組を進めていただいております。

また、昨年度からは、日頃から本人や御家族に寄り添っているケアマネジャーを対象とした研修会を県内各地域で開催し、ACPを実践できる人材の育成に取り組んでおります。

引き続き、関係団体や市町村等とも連携し、委員より御指摘い

ただいたような老人クラブとの連携も含めまして、様々なアプローチによりましてACPの普及啓発に努め、ACPを実践できる人材の育成通じて取組の促進を図ってまいります。

**安達委員** ぜひ取組を進めていただければと思います。

次に、D t o P w i t h N診療についてお伺いします。

これはドクター t o ペイシェント w i t h ナースの略で、オンライン診療の一種でありますけれども、患者が看護師等医療スタッフとともに医師の診察を受ける形式で、医師が患者のそばにいる看護師に指示を出すことで、薬剤の処方だけでなく幅広い治療行為ができるとされています。

現在、医療人材の偏在や交通手段の確保が課題となっている中山間地域においては、医療サービスのアクセス確保が今後ますます重要になってくることから、D t o P w i t h Nの普及は、今後の地域医療提供体制の維持・充実に大きな可能性を持つと考えますが、県として現状、そして普及への課題をどう整理しているのか、厚生部長にお伺いいたします。

**有賀厚生部長** 本県におけるオンライン診療ですが、実施に必要な厚生局への届出を行っている医療機関は、令和7年6月1日時点で100医療機関に達し増加傾向にございますが、D t o P w i t h Nの診療の推進を図るために令和6年度診療報酬改定で新設されたへき地医療拠点病院等に関する加算制度の届出を行っている医療機関はないという状況でございます。

オンライン診療は在宅等で診療を受けられる利点があり、中山間や僻地において柔軟性の高い医療の提供に有効とされております。このうちD t o P w i t h N診療は、患者の側に看護師等がいる状態で診療を受けるため、医師は診療の補助行為を看護師等に指示することで、予測された範囲内における治療行為や、また予測されなかった新たな症状等に対する検査が看護師等を介して可能ということになります。



一方で、D t o P w i t h N 診療の課題としては、オンライン診療を行う医師の理解醸成、対面診療からD t o P w i t h N 診療にシフトする患者の理解醸成、医師と看護師との間で電子カルテの情報を共有できる環境の整備、そして居宅等を訪問する看護師等の確保や派遣に要する経費負担というところが課題だと指摘もされております。

**安達委員** まだまだ課題は多いと思っておりますけれども、一方、これからの僻地医療を考えるとときに、こうした取組も進めていかないとなかなか持続可能なものにはなっていないと思っております。

これは、今後この持続型可能な医療体制、提供体制づくりに直結する先行投資であり、県として本格導入に向けた実証事業の実施やモデル地域の設定など、具体的な取組を進めてはどうかと考えますが、厚生部長の御所見をお伺いいたします。

**有賀厚生部長** まず、D t o P w i t h N 診療本格導入に向けては、厚生労働省において、へき地医療拠点病院で実施して課題や論点、好事例などを収集するモデル事業を令和5年11月の補正予算で立ち上げておられます。

このモデル事業については、昨年度は新潟県と熊本県で実施されておまして、新潟県の例では佐渡地域において、対面診療からD t o P w i t h N 型のオンライン診療への切替え、新たな訪問看護ステーションの整備など、訪問看護体制の見直しなど業務の効率化が進められる一方で、クラウド型電子カルテの導入に一定の時間とコストがかかること、そしてオンライン診療にシフトする患者の同意と医師の理解が必要であることなど、医療機関側の負担も大きいということが課題として挙げられたということでございます。

県といたしましては、こうした先進事例を参考にしながら、中山間地域や僻地におけるD t o P w i t h N 診療の主な担い手と

なるへき地医療拠点病院などと意見交換を行いながら、導入の可能性を探ってまいります。

**瘡師委員長** 時間がないのですが、どうされますか。

**安達委員** 最後に1問だけさせていただきたいと思います。

**瘡師委員長** 簡潔にお願いします。

**安達委員** 分かりました。次に森林・林業の振興について1問のみお伺いしたいと思います。

本県の森林は県土の7割を占める貴重な財産であり、県民の生活や産業を支える多面的機能を有し、人工林においても約9割が利用期を迎え、間伐から主伐へとシフトしていく局面を迎えております。森林の循環利用と再造林が必要となってきました。また、森林には地球温暖化対策としてのカーボンニュートラルの推進や、災害防止、生物多様性の保全など、ますます重要性は増してきております。

そうした中、県は昨年10月に森林・林業振興計画を策定されましたが、この計画を通じて今後どのような森林・林業を目指しているのか、その基本的な理念と将来ビジョンについて新田知事にお伺いをいたします。

**瘡師委員長** 簡潔にお願いいたします。

**新田知事** 昨年10月に、この県森林・林業振興計画を策定しました。

この計画では将来目指す姿として、生産性や安全性が向上し持続可能な林業が確立していること、また、品質や性能の確かな木製品が円滑に供給され県民生活に木材、木製品が定着していること、そして、県民参加による多様な森づくりや防災・減災などの災害に強い森づくりが進み、森林や林業に関わる関係人口が拡大していることを挙げています。

今後ともこの本計画に基づきまして、川上から川下までの様々な施策を着実に実行していき、生物多様性に富んだ豊かな森を育み、県民のウェルビーイング向上の基盤となる持続可能な森をつ

くっしていきたいと考えております。

**安達委員** ありがとうございます。

**瘡師委員長** 安達委員の質疑は以上で終了しました。